

(仮称) 千葉県主要農作物等種子条例案について

1 条例案策定の経緯

平成 30 年 4 月 1 日に「主要農作物種子法」が廃止されたことに伴い、県では「千葉県主要農作物種子対策要綱」を制定し、主要農作物である、米、麦、大豆の種子の安定供給に取り組んでいるところです。

しかしながら、農業者や農業団体から、種子価格の値上がりによる生産継続への不安があるため、県が法的根拠に基づき、将来にわたって種子生産事業に取り組むよう、条例化を望む声が大きくなっています。

このため、農業者等の不安を払拭し、本県農業の発展に資する条例の制定について検討を行ってまいります。

2 条例案の概要

- ・ 将来にわたって種子供給体制を維持することについて、県のスタンスを県民に示すため、県が責任をもって種子の生産における体制を整備すべきものであることを明記するとともに、現行の要綱を踏まえて、種子計画の策定、奨励する品種の決定、原種・原原種の生産、ほ場の指定といった種子供給にかかる基本的な取組を定めます。
- ・ 本県は、落花生において全国の 8 割の生産を誇り、また、「千葉半立」など市場に流通するほとんどの品種を育成し、原原種を生産できる唯一の県であることから、県が引き続き原種・原原種の生産などについて取り組むものとし、対象品目に落花生を加えます。

※ 用語の説明

- ・ 原種（げんしゅ）と原原種（げんげんしゅ）
原原種とは、ある品種の種子を生産する上で元になる種子です。原原種は、品種改良で得た遺伝的な特性が、他の品種が混じるなどにより失われないよう厳重に管理されながら維持されます。
原種とは、原原種をまいて増殖された種子です。この原種をまいて種子を増殖し、一般の農家に供給します。
- ・ ほ場（ほじょう）
農作物を栽培する水田・畑等をいいます。
- ・ 千葉半立（ちばはんたち）
昭和 27 年に千葉県農業試験場で育成した落花生の品種です。日本で栽培されている落花生の半分以上が「千葉半立」です。